

県立安芸津病院入院テレビ床頭台システム及び洗濯機の設置・運営業務に関する協定書

県立安芸津病院を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、県立安芸津病院内で乙がテレビ床頭台システム及び洗濯機（以下「床頭台等」という。）を設置及び運営する業務の実施について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 甲及び乙は、乙が患者及び病院利用者（以下「患者等」という。）の療養環境及び利便性の向上に繋がるものとなるよう、この協定を締結する。

（事業内容）

第2条 乙は、県立安芸津病院テレビ床頭台システム等設置及び運営業務に係る公募型プロポーザルにおいて甲に提出した企画提案書に従って、誠実に床頭台等の設置及び運営を行い、甲はこれに協力する。

2 乙は、患者等の療養環境及び利便性の向上に繋がるよう、常に床頭台等のサービス向上に努め、病院利用者等からの床頭台等に関する苦情・意見に対しては、誠意をもって対応しなければならない。

3 乙は、やむを得ず提案書の内容を変更する場合は、事前に書面で甲に申出の上、甲の承諾を得るものとする。

（施設内の工事等）

第4条 乙は、床頭台等の設置のため甲施設内で工事等を行う場合は、事前に計画書等を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。ただし、緊急の修繕等についてはこの限りでない。

2 前項の工事等の費用については乙の負担とする。

（遵守事項）

第5条 乙は、履行期間終了後は、速やかに原状に復し、甲に返還すること。

（協定の解除）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

ただし、この場合に乙に損害が生じても甲はその補償を行わない。

（1）乙が、提案書に従わず、誠実に床頭台等を設置・運営しないと判断した場合

（2）乙が、正当な理由がなく甲の指示に従わない場合

（3）甲において、床頭台等を公用若しくは公共用に供するため必要が生じた場合

（4）その他、甲において必要が生じた場合

2 前項の場合、床頭台等の撤去に係る費用は乙の負担とする。

（原状回復）

第7条 本協定の期間満了又は解除する場合は、乙は乙の所有物を撤去し、速やかに物件を甲に返還し、甲の検査を受けるものとする。

2 前項の返還に伴う諸費用は、乙の負担とする。また、乙が物件に変更を加えた場合は、乙の負担において原状回復するものとする。

(使用料等の支払及び返還)

第8条 乙は、次の各号に定める土地・建物賃借料を甲に支払うものとする。

(1) 固定資産貸付規程第5条に規定する使用料

(2) 乙が提案した売上に対する料率に基づいて、乙が支払う手数料（以下「提案手数料」という。）

2 前項第2号に定める提案手数料の額は、別表のとおりとする。

3 乙は、毎月の提案手数料の額を翌月の15日までに甲に書面（様式自由）によって報告し、これを甲の指定する期日までに支払うものとする。

4 甲又は乙は、提案手数料に関し変更の申出ができるものとし、変更の申出があった場合には、甲及び乙が協議して定めるものとする。

5 業務に必要な物品の修繕等に要する費用及び盜難による損害は、乙の負担とする。ただし、甲の明らかな不注意若しくは故意によって発生した損害はこの限りでない。

6 履行期間の途中において、協定の解除等が発生した場合には、固定資産貸付規程第11条の規定により、既納使用料は還付しない。

(訴えの管轄)

第9条 この協定書に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 東広島市安芸津町三津4388番地
地方独立行政法人広島県立病院機構 県立安芸津病院
院長 後藤 俊彦 印

乙